破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０号
石川県輪島市町野町金蔵ツ部167番２地
債務者　堤　　誠一
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
　　金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第１１号
石川県輪島市新橋通７字100番地７　奈須俊江方、住民票上の住所石川県輪島市大沢町清水平37番地
債務者　車田　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
　　金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第１３４号
函館市日乃出町３番４号
債務者　松田　則行
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
　　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３９号
岐阜県大垣市静里町341番地　ファミリー21静里Ⅱ607号室
債務者　**廣**瀬　文博
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１４７７号
大阪市淀川区新高５丁目10番27号
債務者　中尾　竜也
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４７８号
大阪市淀川区新高５丁目10番27号
債務者　中尾　佳代（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６０９号
大阪市西淀川区柏里１丁目10番４号　ハイツヤマト301号室
債務者　岩本　美久（旧姓殿護）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７１６号
大阪市阿倍野区阪南町６丁目10番18号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７１８号
大阪府池田市畑１丁目６番２号
債務者　梅原　平吉
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３３号
大阪市鶴見区緑２丁目２番２―402号
債務者　中尾真奈美
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９６５号
大阪府豊中市山ノ上町６番22号
債務者　成本ヨシコ
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６１号
大阪市淀川区三津屋南２丁目３番15号　メゾン三津屋304号
債務者　髙橋　　稔
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７４号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ45―705号
債務者　松田　真理
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７９号
大阪府豊中市寺内２丁目13番17―204号
債務者　中西　邦春
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８１号
大阪市西成区花園北１丁目１番10号　ペントハウス１―303号
債務者　西俣スマ子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５号
千葉県佐倉市八幡台１丁目９番15号
債務者　伊東　忠幸
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第８９号
千葉県印旛郡栄町安食台２丁目26番25号　サカエビル302
債務者　西田幸士郎
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部